留学生ラーニング・コンシェルジュ取扱要領

平成27年9月4日
情報担当理事裁定

（目的）

１　この要領は，金沢大学の優秀な大学院生に附属図書館を利用した留学生対象の学修支援及び附属図書館業務の補助を行わせ，自学自習の充実及び学修の質の高度化を図ることを目的とする。

（留学生ラーニング・コンシェルジュ）

２　前項の目的を達成するため，附属図書館に留学生ラーニング・コンシェルジュ（以下「LeCIS」という。）を置き，外国語により業務を遂行できる大学院学生をもって充てる。

（業務）

３　LeCISは，附属図書館の施設と資料を利用した授業外における学修の指導・相談及び附属図書館業務の補助を行う。

（募集・選考）

４　LeCIS の募集は情報部が行い，選考は当該学修支援に関係する教員の協力を得て，附属図書館長が行う。

（謝金）

５　LeCIS の業務に対する謝金は，博士前期（修士）課程の学生にあっては，１時間当たり1,240円，博士後期（博士）課程の学生にあっては，１時間当たり1,400円とする。

（業務時間）

６　LeCIS の業務時間は，ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，アクティブ・ラーニング・アドバイザー，ラーニング・アドバイザー等の業務時間と合わせて週２８時間を上限とする。ただし，当該学生の授業等に支障を及ぼすことのないよう留意する。

（業務時間の端数計算）

７　LeCIS の月の業務時間を算定する場合において，業務時間数の合計に１時間未満の端数が生じた場合は，これを１時間に切り上げる。

（業務期間）

８　LeCIS の業務期間の終期は，原則として３月末日とする。

（事務）

９　LeCISに関する事務は，各部の協力を得て情報部が行う。

（その他）

１０　この要領に定めるもののほか，LeCIS に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成27年10月1日から施行する。

（注）LeCISは，Learning Concierge for International Students の略称である。